

軽自動車の 税率が変わります

税制改正により、軽自動車税の税率(年額)が変わります

◆**原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車**
平成28年度課税から、次の車種区分について新税率が適用されます。

車種区分		税率(年税額)		手続場所
		平成27年度まで	平成28年度以降	
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	城里町役場 税務課(本庁舎) ☎029-288-3111 (内線124) 桂支所 ☎029-289-2211 七会支所 ☎0296-88-3111
	50cc超~90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超~125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
小型特殊 自動車	農耕用 二輪	1,600円	2,400円	茨城運輸支局 (水戸市住吉353) ☎050-5540-2017
	四輪(1,000cc以下)	2,400円	3,000円	
	四輪(1,000cc超)	3,100円	3,900円	
	特殊作業車	4,700円	5,900円	
二輪の軽自動車 (125cc超~250cc以下のバイク)		2,400円	3,600円	茨城運輸支局 (水戸市住吉353) ☎050-5540-2017
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円	

◆三輪、四輪の軽自動車

最初の新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい三輪および四輪以上(660cc以下)の車両は重課税率が適用されます。ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

車種区分	税率(年税額)			手続場所	
	平成27年3月31日 までに新規検査した車両	平成27年4月1日 以降に新規検査した車両	新規検査から13年 を経過した車両 (重課税率)		
三輪 (660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	軽自動車検査協会 茨城事務所 (茨城町若宮887-59) ☎050-3816-3105	
四輪 乗用	営業用	5,500円	6,900円		8,200円
	自家用	7,200円	10,800円		12,900円
四輪 貨物	営業用	3,000円	3,800円		4,500円
	自家用	4,000円	5,000円		6,000円

■「最初の新規検査」の年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます

初度検査年月欄が「平成14年12月」以前の車両が平成28年度から重課税率の対象となる車両です(初度検査年月欄に月の表記のない場合は、「平成14年」または「平成14年一月」以前の車両が重課税の対象となる車両です)。

軽自動車税のグリーン特例 (軽課税率)について【平成28年度のみ】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受け、一定の性能を有する軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課税率)を導入し、平成28年度の軽自動車税を軽減します。

【手続きは不要です】

自動車検査証に基づき軽自動車税を軽減します。
燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

【対象及び軽課割合】

軽乗用車(3輪以上)

電気自動車等

H32年度燃費基準
+20%達成車

H32年度燃費基準
達成車

軽課割合

概ね75%軽減

概ね50%軽減

概ね25%軽減

軽貨物車

電気自動車等

H27年度燃費基準
+35%達成車

H27年度燃費基準
+15%達成車

- ※「電気自動車等」:電気自動車及び天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)とする。
- ※ ガソリン車・ハイブリッド車はいずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(右図のステッカーが目印)に限る。
- ※ 最初の新規検査とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。



【軽課税率を適用した場合の税率】

車種区分	標準税率 (平成27年4月1日以降に 新車新規登録された車)	グリーン化特例(軽課税率) (平成28年度のみ)			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
三輪(660cc以下)	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
四輪以上 (660cc以下)	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円
		自家用	10,800円	8,100円	5,400円
	貨物用	営業用	3,800円	2,900円	1,900円
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線124)

年末の交通事故防止 県民運動

【12月1日(火)~31日(木)】

年末は、日没時間が早いから夕暮れ時から夜間にかけての交通事故に加え、忘年会など飲酒の機会も増えることから飲酒運転による事故の多発も懸念される時期です。

県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーの実践を習慣化して交通事故防止の徹底を図りましょう。

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線113)

<運動の重点推進項目>

- ①子供と高齢者の交通事故防止
(特に、横断歩行者の保護)
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
(反射材の着用と早めのライト点灯)
- ③飲酒運転の根絶
(「少量ならば」「近くだから」「もう醒めたから」は絶対にやめましょう)